

熊本市公報

第 1416 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

条 例

○熊本市手数料条例の一部を改正する条例（条例第 77 号）	1711
○熊本市税条例等の一部を改正する条例（条例第 78 号）	1713
○熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 79 号）	1734
○熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（条例第 80 号）	1735
○熊本市保育園条例の一部を改正する条例（条例第 81 号）	1745
○熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第 82 号）	1746
○熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（条例第 83 号）	1747

規 則

○熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則（規則第 83 号）	1748
○熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第 84 号）	1750
○熊本市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第 85 号）	1759
○熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 86 号）	1760
○熊本市食肉センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則（規則第 87 号）	1778
○熊本市食肉センター条例施行規則を廃止する規則（規則第 88 号）	1779
○熊本市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 89 号）	1780
○熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 90 号）	1795
○熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第 91 号）	1798
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（規則第 92 号）	1800
○熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 93 号）	1823
○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（規則第 94 号）	1824

告 示

○放置自転車の移動及び保管（告示第 801 号）	1828
○放置原動機付自転車の移動及び保管（告示第 802 号）	1829
○障害者総合支援法による居宅介護及び重度訪問介護事業者の指定の廃止（告示第 803 号）	1829
○市道の認定（告示第 805 号）	1830
○市道の廃止（告示第 806 号）	1830

○市道の区域決定（告示第 807 号）	1831
○市道の供用開始（告示第 808 号）	1831
○放置自転車の売却等（告示第 810 号）	1832
○生活保護法等による指定介護機関の指定（告示第 811 号）	1832
○生活保護法等による指定介護機関の変更（告示第 812 号）	1834
○生活保護法等による指定介護機関の廃止（告示第 813 号）	1834
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 814 号）	1834
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 816 号）	1835
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 817 号）	1835
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 818 号）	1835
○放置自転車の移動及び保管（告示第 819 号）	1836
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 824 号）	1836
○市税督促状の公示送達（告示第 825 号）	1837
○市道の区域変更（告示第 826 号）	1837
○市道の供用開始（告示第 827 号）	1837
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関（精神医療機関）の指定（告示第 828 号）	1838

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 835 号）	1838
○開発行為に関する工事の完了（公告第 836 号）	1838
○開発行為に関する工事の完了（公告第 837 号）	1839
○熊本市職員（医師）採用選考試験の実施等（公告第 838 号）	1839
○大規模小売店舗立地法による届出の概要及び縦覧（公告第 839 号）	1839
○差押財産の公売及び見積価格（公告第 840 号）	1840
○特定非営利活動促進法による仮認定特定非営利活動法人の仮認定（公告第 843 号）	1842
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 845 号）	1842
○開発行為に関する工事の完了（公告第 846 号）	1843
○開発行為に関する工事の完了（公告第 847 号）	1843
○建築基準法による一団地建築物の認定の取消（公告第 848 号）	1843
○開発行為に関する工事の完了（公告第 854 号）	1844

中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 22 号）	1844
○住民票の職権消除（中央区告示第 23 号）	1844

東 区

○住民票の職権消除（東区告示第 12 号）	1844
-----------------------	------

上下水道局

○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 80 号）	1844
○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道の事業計画の変更（上下水道局公告第 54 号）	1845

○熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧 (上下水道局公告第 55 号)	1845
--	------

教育委員会

○熊本市就学援助規則（教委規則第 10 号）	1846
○熊本市特別支援教育就学奨励費支給規則（教委規則第 11 号）	1847
○熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（教委規則第 12 号）	1849

人事委員会

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人委規則第 27 号）	1849
---	------

条 例

条 例 第 77 号

平成 27 年 1 月 17 日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 25 年告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 49 号を第 53 号とし、第 48 号の次に次の 4 号を加える。

(49) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定に基づく採取計画の認可申請 1 件につき 53,000 円

(50) 採石法第 33 条の 5 第 1 項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請 1 件につき 34,000 円

(51) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定に基づく採取計画の認可申請 1 件につき 37,700 円

(52) 砂利採取法第 20 条第 1 項の規定に基づく採取計画の変更の認可申請 1 件につき 17,000 円

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号、第 5 号又は第 19 号に規定する事項に係る証明書等の交付を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを利用して民間端末機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末装置であつて、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）を介して行う場合における手数料は、1 件につき 250 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条に 1 項を加える改正規定は、
平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

条 例 第 78 号

平成 27 年 12 月 17 日

熊本市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例等の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第 1 条 熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 から第 10 条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第 7 条の 2 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条
第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、同条第 3 項に規定する徴収の
猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 5 項に規定する
徴収の猶予期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）
に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、
その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶
予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、
当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各
納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は
納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理
由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納
付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入
金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期
限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、

その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第 7 条の 3 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が 50 万円を超えるか、かつ、その期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに

同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が 50 万円を超える、かつ、その期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。) 第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に必要な書類

3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

(3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項

6 法第 15 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。

7 法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、20 日とする。

(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第 7 条の 4 第 7 条の 2 第 1 項の規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法について準用する。

2 第 7 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

(職権による換価の猶予の手続)

第 7 条の 5 法第 15 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、

次に掲げる書類とする。

- (1) 第 7 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる書類
- (2) 当該猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 当該猶予を受けようとする金額が 50 万円を超える、かつ、その期間が 3 月を超える場合には、令第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (4) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の要件等)

第 8 条 法第 15 条の 6 第 1 項に規定する条例で定める期間は、6 月とする。

- 2 第 7 条の 2 第 1 項の規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 3 第 7 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第 8 条の 2 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該申請による換価の猶予(法第 15 条の 5 第 1 項に規定する申請による換価の猶予をいう。以下この条において同じ。) に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 納付又は納入が困難である金額
- (3) 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (4) 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が 50 万円を超える、かつ、その期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (5) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各

納入期限ごとの納付金額又は納入金額

(6) 第 7 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項

2 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、第 7 条の 5 各号に掲げる書類とする。

3 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 当該申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

(3) 第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、20 日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第 8 条の 3 法第 16 条第 1 項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 50 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 8 条の 4 から第 10 条まで 削除

第 13 条中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 18 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 12 号の 18」を「法第 292 条第 1 項第 14 号」に改め、同条第 3 項中「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第 25 条の 2 第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 28 条の 2 第 8 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第 28 条の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

第 32 条の 7 第 6 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 3」を「第 2 条第 12 号の 7」に改める。

第 32 条の 9 第 3 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 2」を「第 2 条第 12 号の 6 の 7」に改める。

第 40 条の 2 中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第 40 条の 3 及び第 40 条の 5 中「第 10 号の 9」を「第 10 号の 10」に改める。

第 42 条第 1 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 42 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 50 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 53 条第 1 項第 1 号及び第 53 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 114 条の 3 第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 131 条第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「第 145 条第 1 項」を「第 144 条の 8」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 39 年度」を「平成 41 年度」に、「平成 29

年」を「平成 31 年」に改める。

附則第 9 条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 27 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 28 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第 28 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の 1 月 31 日までに、法附則第 7 条第 10 項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第 11 項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第 7 条第 13 項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第 9 条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第 7 条第 13 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第 7 条の 2 第 4 項に規定するところにより控除すべき額を、第 27 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第 10 条の 2 第 5 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第 16 条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第 64 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 2 号ア	3, 900 円	1, 000 円
	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
	3, 800 円	1, 000 円

	5, 000 円	1, 300 円
--	----------	----------

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 64 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 2 号ア	3, 900 円	2, 000 円
	6, 900 円	3, 500 円
	10, 800 円	5, 400 円
	3, 800 円	1, 900 円
	5, 000 円	2, 500 円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 64 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 2 号ア	3, 900 円	3, 000 円
	6, 900 円	5, 200 円
	10, 800 円	8, 100 円
	3, 800 円	2, 900 円
	5, 000 円	3, 800 円

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

第 16 条の 2 削除

（熊本市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 熊本市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中熊本市税条例附則第 16 条の改正規定を次のように改める。

附則第 16 条第 3 項中「附則第 30 条第 3 項第 1 号」を「附則第 30 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 30 条第 2 項第 1 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 30 条第 1 項第 1 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 64 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 64 条第 2 号ア	3, 900 円	4, 600 円
	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

附則第 6 条の表中「附則第 16 条」を「附則第 16 条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中熊本市税条例第 25 条の 2 第 2 項、第 28 条の 2 第 8 項、第 28 条の 3 の 3 第 4 項、第 42 条第 1 項第 1 号、第 42 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 53 条第 1 項第 1 号、第 53 条の 2 第 1 項第 1 号並びに第 131 条第 1 号の改正規定並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号の改正規定並びに附則第 3 条第 2 項及び第 7 項、第 4 条第 2 項

並びに第 7 条の規定 平成 28 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中熊本市税条例第 7 条の 2 から第 10 条まで、第 13 条、第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに第 40 条の 2 の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 16 条の 2 の改正規定並びに次条、附則第 3 条第 6 項及び第 6 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）第 7 条の 2、第 7 条の 3 及び第 8 条の 3（地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「28 年新法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に申請される 28 年新法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28 年旧法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第 7 条の 4、第 7 条の 5 及び第 8 条の 3（28 年新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた 28 年旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 8 条から第 8 条の 3 まで（28 年新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 25 条の 2 第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例に

よる。

3 新条例附則第 9 条の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が平成 27 年 4 月 1 日以後に支出する新条例附則第 9 条第 1 項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

4 新条例附則第 9 条の 2 の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第 18 条第 2 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第 28 条の 2 第 8 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 28 条の 2 第 8 項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の熊本市税条例（以下「旧条例」という。）第 28 条の 2 第 8 項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 26 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 42 条第 1 項第 1 号、第 42 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 53 条第 1 項第 1 号並びに第 53 条の 2 第 1 項第 1 号並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 42 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書又は新条例第 53 条第 1 項及び第 53 条の 2 第 1 項並びに附則第 10 条の 3 各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出

した旧条例第 42 条第 1 項並びに第 42 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書又は旧条例第 53 条第 1 項及び第 53 条の 2 第 1 項並びに附則第 10 条の 3 各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新築される平成 27 年改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 5 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 6 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 16 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 77 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 80 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 80 条第 1 項	施行規則第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改 正する省令（平成 27 年総務 省令第 38 号）第 1 条の規定 による改正前の地方税法施行 規則（以下この節において「平 成 27 年改正前の地方税 法施行規則」という。）第 4 8 号の 5 様式
第 80 条第 2 項	施行規則第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法 施行規則第 48 号の 6 様式
第 80 条第 3 項	施行規則第 34 号の 2 の 6 様式	平成 27 年改正前の地方税法 施行規則第 48 号の 9 様式
第 80 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法 施行規則第 48 号の 5 様式又 は第 48 号の 6 様式

4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 74 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率

は、1,000 本につき 430 円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年總理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、前 3 項に規定するもののはか、新条例第 14 条、第 80 条第 4 項及び第 5 項、第 82 条の 2 並びに第 83 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 14 条	第 80 条第 1 項若しくは第 2 項	熊本市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 78 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 6 条第 6 項
第 14 条第 2 号	第 80 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 5 項
第 14 条第 3 号	第 32 条の 7 第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）、第 80 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書、第 114 条第 1 項の申告書又は第 140 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 6 条第 6 項の納期限
第 80 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式	平成 27 年改正法附則第

	又は第 34 号の 2 の 2 様式	20 条第 4 項の規定
第 80 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則 第 6 条第 6 項
第 82 条の 2	第 80 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則 第 6 条第 5 項
	当該各項	同項
第 83 条第 2 項	第 80 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則 第 6 条第 6 項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 81 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 80 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみな

される紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 9 項の
	前 3 項	同項並びに第 10 項において準用する第 5 項及び第 6 項
第 7 項の表第 14 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 14 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 14 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 80 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 80 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 82 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 83 条第 2	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 10 項にお

項の項		いて準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

1 1 平成 30 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 10 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。

1 2 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 1 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 1 1 項の
	前 3 項	同項並びに第 12 項において準用する第 5 項及び第 6 項

第 7 項の表第 14 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 14 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 14 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 80 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 80 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 82 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 83 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 11 項

13 平成 31 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合に

ついて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 13 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の	第 13 項の
	前 3 項	同項並びに第 14 項において準用する第 5 項及び第 6 項
第 7 項の表第 14 条の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 14 条第 2 号の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 14 条第 3 号の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 80 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 80 条第 5 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 82 条の 2 の項	附則第 6 条第 5 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 83 条第 2 項の項	附則第 6 条第 6 項	附則第 6 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 13 項

(入湯税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第 131 条の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後行われる新条例第 131 条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 131 条の規定による申告については、なお従前の例による。

条 例 第 79 号

平成 27 年 12 月 17 日

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 39 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表中熊本市中央消防署の部北区の項を削り、熊本市南消防署の部の次に次のように加える。

熊本市 北消防 署	熊本市 北区四 方寄町 514 番地 1	北区	全城
-----------------	----------------------------------	----	----

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 80 号

平成 27 年 12 月 17 日

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 1 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償 年 金 （ 第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。）	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号） による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下この表及び次項の表において「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第 5 項の表において「障害基礎年金」という。）	0. 73
2 傷病補償	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 82 (第 1

年金（第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）		級又は第2級 の傷病等級に 該当する障害 に係る傷病補 償年金にあつ ては、0.81）
3 障害補償 年金（第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償 年金（第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1 級又は第2級 の障害等級に 該当する障害 に係る障害補 償年金にあつ ては、0.81）
5 遺族補償 年金（第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24年一元化法附則第41条第1項の規定によ る遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附 則第65条第1項の規定による遺族共済年金 (以下この表及び次項の表において「遺族厚生 年金等」という。) 及び国民年金法による遺族基 礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号。以下「国民年金等 改正法」という。) 附則第28条第1項の規定に	0.80

	よる遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償 年 金 (第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0. 87

附則第 6 条第 2 項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償 年 金 (第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。)	1 障害厚生年金等	0. 86
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となつた障害について平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法 (以下この表において「旧農林共済法」という。) による障害共済年金 (以下この表及び第 5 項の表において「平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。) が支給される場合を除く。)	0. 88

2 傷病補償 年金（第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）	1 障害厚生年金等	0. 91 (第 1 級又は第 2 級 の傷病等級に 該当する障害 に係る傷病補 償年金にあつ ては、0. 90)
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となっ た障害について平成 24 年一元化法改正前國 共濟法等による障害共濟年金が支給される場 合を除く。）	0. 92 (第 1 級の傷病等級 に該当する障 害に係る傷病 補償年金に あつては、 0. 91)
3 障害補償 年金（第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。）	1 障害厚生年金等	0. 83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となっ た障害について平成 24 年一元化法改正前國 共濟法等による障害共濟年金が支給される場 合を除く。）	0. 88
4 障害補償 年金（第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）	1 障害厚生年金等	0. 89 (第 1 級又は第 2 級 の障害等級に 該当する障害 に係る障害補 償年金にあつ ては、0. 88)
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となっ た障害について平成 24 年一元化法改正前國 共濟法等による障害共濟年金が支給される場 合を除く。）	0. 92 (第 1 級の傷病等級 に該当する障 害に係る傷病 補償年金に あつては、 0. 91)

	た障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.91)
5 遺族補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るもの）	1 遺族厚生年金等 2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成 24 年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.84 0.88
6 遺族補償年金（第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等 2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.89 0.92

附則第 6 条第 3 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が 2 である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償 年金（第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。）	1 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規 定する年金たる保険給付のうち障害年金（以 下この表及び第 6 項の表において「旧船員保 険法による障害年金」という。）	0. 75
	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規 定する年金たる保険給付のうち障害年金（以 下この表及び第 6 項の表において「旧厚生年 金保険法による障害年金」という。）	0. 75
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規 定する年金たる給付のうち障害年金（以下こ の表及び第 6 項の表において「旧国民年金法 による障害年金」という。）	0. 89
2 傷病補償 年金（第 18 条の 2 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0. 83（第 1 級の傷病等級 に該当する障 害に係る傷病 補償年金に あつては、 0. 82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0. 83（第 1 級の傷病等級 に該当する障 害に係る傷病 補償年金に あつては、 0. 82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0. 93（第 1 級又は第 2 級

		の傷病等級に 該当する障害 に係る傷病補 償年金にあつ ては、0.92)
3 障害補償 年金（第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも のを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金 2 旧厚生年金保険法による障害年金 3 旧国民年金法による障害年金	0.74 0.74 0.89
4 障害補償 年金（第 18条の2 に規定する 公務上の災 害に係るも のに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金 2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1 級の障害等級 に該当する障 害に係る障 害補償年金 にあつては 0.81、第2 級の障害等級 に該当する障 害に係る障 害補償年金 にあつては 0.82） 0.83（第1 級の障害等級 に該当する障 害に係る障

		害補償年金にあつては 0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るも	1 国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子	0.93

のに限る。)	年金、遺児年金又は寡婦年金	
--------	---------------	--

附則第 6 条第 4 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第 5 項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が 2 である場合にあっては、その合計額）を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 88

附則第 6 条第 6 項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第 8 条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第 6 条の規定は、平成 27 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」と

いう。)附則第 6 条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

条 例 第 81 号

平成 27 年 12 月 17 日

熊本市保育園条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市保育園条例の一部を改正する条例

熊本市保育園条例（昭和 39 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表黒髪乳児保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 82 号

平成 27 年 12 月 17 日

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 23 年条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 2 号を次のように改める。

(2) 独立行政法人労働者健康安全機構

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

条 例 第 83 号

平成 27 年 12 月 17 日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和 60 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

熊本市西熊本駅自転車駐車場	熊本市南区島町 4 丁目 2 番地
---------------	-------------------

別表第 3 に次のように加える。

熊本市西熊本駅自転 車駐車場	1 月 1 日から 12 月 31 日 まで	午前 0 時から 午後 12 時ま で	供用時間中	供用時間中
-------------------	------------------------------	---------------------------	-------	-------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規 則

規 則 第 83 号

平成 27 年 12 月 16 日

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則（平成 8 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 8 項中「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」に改める。

様式第 1 号中

「

1 男 女	2 生年月日	3 4	年 月 日	年 齢	歳
本人との 続 柄	本人の ()	電話番号			
			職 業		

」

を

「

1 男女	生年月日	3 4	年 月 日	年齢	歳
		個人番号			
本人との 続 柄	本人の ()	電話番号			
	個人番号		職業		

」

に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表備考第 8 項の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則 第 84 号

平成 27 年 12 月 17 日

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則の一部を改正する規則

熊本市中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則（平成 20 年規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 3 条関係）

支援給付台帳

基準日 :

開始年月日 :

作成日 :

支援給付歴	開廃却別	年 月 日	支援給付種別	摘要						
			生住介医							
			生住介医							
			生住介医							
			生住介医							
			生住介医							
			生住介医							
被支援者 NO.	地区	訪問 類型								
フリガナ 世帯主氏名		居住地又は 現 在 地								
電 話		本 籍								
民生委員		電 話		居住の 始 期						
被 支 援 家 族	番号	フリガナ 氏 名	続柄	性別	生年月日	最終 学歴	心身の 状 況	特殊 技能	職 業	備 考
同 居 家 族 の 状 況										
住 居 の 状 況	種 别	家賃又は地代	家(地) 主	規模構造	畳数別室数	衛生 状態	水道設備	便 所	風呂設備	備 考
他 法 他 施 策	受給(加入)者	種別	記 号 番 号	開始年月日						備 考
特 記 事 項										
負 債 の 状 況	種 類	借 入 先	金 額	保 険 加 入 の 状 況	種 類	契 約 者	被保険者	受取人		

※ 個人番号は、被支援者にあっては特記事項欄に、被支援家族にあっては備考欄に記載すること。

「(2) 支援給付金を受け取るときにはこの通知書と印鑑が必要ですので忘れないように持参してください。」

(教示)

に改める。

様式第 23 号中

「(1) この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

(2) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を

「 この決定通知が申請書受理後 14 日を経過した理由

(教示)

」

に改める。

様式第 24 号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができないなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を

「(教示)

」

に改める。

様式第 25 号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定がであった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」
を

「（教示）

」

に改める。

様式第 26 号中

「(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を

「(教示)

」

に改める。

様式第 27 号中

「(備考)

この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を

「(教示)

に改める。」

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

規 則 第 85 号

平成 27 年 12 月 17 日

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

熊本市生活困窮者自立支援法施行細則（平成 27 年規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「運転免許証」の次に「、個人番号カード」を加える。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

規則 第 86 号

平成 27 年 12 月 21 日

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法施行細則（平成 22 年規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

様式第 12 号中

「

()	年 月 日			
-----	-------	--	--	--

」

を

「

()	年 月 日			
個人番号	一	一	一	一

」

に、

「1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この申込書は、保護者が次の点に注意して記入の上、児童相談所に提出してください。

(1) 児童自立生活援助の実施を希望する理由の欄には、その具体的な状況を記入してください。

(2) 援助の実施を希望する期間の欄には、児童自立生活援助の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。なお、児童自立

生活援助の実施の期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

(3) 備考の欄には、健康状況等児童自立生活援助の実施について参考となる事項を記入してください。

3 申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類（希望者本人の本年度における市町村民税及び前年における所得税に関する課税証明書）を添付してください。」

を

「 この申込書は、次の点に注意して記入の上、児童相談所に提出してください。

(1) 児童自立生活援助の実施を希望する理由の欄には、その具体的な状況を記入してください。

(2) 援助の実施を希望する期間の欄には、児童自立生活援助の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。なお、児童自立生活援助の実施の期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

(3) 備考の欄には、健康状況等児童自立生活援助の実施について参考となる事項を記入してください。」

に改める。

様式第 13 号中

「

氏名 (夫)		年 月 日 生 歳	夫	職業	
氏名 (妻)		年 月 日 生 歳		履歴	
住所	〒		妻	職業	
交通 目標		電話番号 () —		履歴	

」

を

「

氏名 (夫)			年 月 日 生 歳	夫	職業	
	個人番号	— —			履歴	
氏名 (妻)			年 月 日 生 歳	妻	職業	
	個人番号	— —			履歴	
住所	〒					
交通 目標		電話番号	() —			

」

に、

「

氏名	年齢(性別) 生年月日	職業	続柄	健康 状態

」

を

「

氏名	年齢(性別)	職業	続柄	健康 状態
	生年月日			
			—	—
	(個人番号)		—	—
			—	—
	(個人番号)		—	—
			—	—
	(個人番号)		—	—
			—	—
	(個人番号)		—	—

」

に、

- 「2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 3 ※印は、児童相談所が記入します。
- 4 その他希望事項の欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入してください。
- 5 申請理由の欄には、例えば、
- (ア) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
 - (イ) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
 - (ウ) 自分に子どもがないから。
- 等のようにできるだけありのままに記入してください。
- 6 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 7 履歴の欄には、最終学校名（卒業、修業の別をはっきりさせること。）及びその後の主な職歴を記入してください。
- 8 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれから家までの距離を記入してください。
- 9 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
- (ア) 極めて良い
 - (イ) やや良い
 - (ウ) 普通
- 等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。
- 10 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年位と記入してください。
また、短期限定で委託を受ける場合には、その旨を記入してください。
- 11 養育の方針の欄には、例えば、
- (ア) 学校教育はどの程度進ませたい。
 - (イ) 養育した上で養子にしたい。
 - (ウ) 将来家業の手伝いをさせたい。
 - (エ) 将来児童の職業をどのようにしたい。
 - (オ) その他具体的な養育の方針
- 等を記入してください。
- 12 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出してください。」
を

- 「2 ※印は、児童相談所が記入します。
- 3 その他希望事項の欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入してください。
- 4 申請理由の欄には、例えば、
- (1) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
 - (2) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
 - (3) 自分に子どもがないから。
- 等のようにできるだけありのままに記入してください。
- 5 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 6 履歴の欄には、最終学校名（卒業、修業の別をはっきりさせること。）及びその後の主な職歴を記入してください。
- 7 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してください。
- 8 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
- (1) 極めて良い
 - (2) やや良い
 - (3) 普通
- 等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。
- 9 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年くらいと記入してください。また、短期限定で委託を受ける場合には、その旨を記入してください。
- 10 養育の方針の欄には、例えば、
- (1) 学校教育はどの程度進ませたい。
 - (2) 養育した上で養子にしたい。
 - (3) 将来家業の手伝いをさせたい。
 - (4) 将来児童の職業をどのようにしたい。
 - (5) その他具体的な養育の方針
- 等を記入してください。
- 11 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出してください。」
に改める。

様式第 14 号中

「

氏名 (夫)		年 月 日 生 歳	夫	職業	
氏名 (妻)		年 月 日 生 歳		履歴	
住所	〒			妻	職業
交通 目標		電話番号	() —		履歴

」

を

「

氏名 (夫)		年 月 日 生 歳	夫	職業	
	個人番号	— —		履歴	
氏名 (妻)		年 月 日 生 歳	妻	職業	
	個人番号	— —		履歴	
住所	〒				
交通 目標		電話番号	() —		

」

に、

「

氏名	年齢(性別) 生年月日	職業	続柄	健康 状態

」

を

「

氏名	年齢(性別)	職業	続柄	健康 状態
	生年月日			
	(個人番号)	—	—	
	(個人番号)	—	—	
	(個人番号)	—	—	
	(個人番号)	—	—	

」

に、

- 「2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 3 ※印は、児童相談所が記入します。
- 4 その他希望事項の欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入してください。
- 5 申請理由の欄には、例えば、
- (ア) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
- (イ) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
- (ウ) 自分に子どもがないから。
- 等のようにできるだけありのままに記入してください。
- 6 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 7 履歴の欄には、最終学校名（卒業、修業の別をはっきりさせること。）及びその後の主な職歴を記入してください。
- 8 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれから家までの距離を記入してください。
- 9 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
- (ア) 極めて良い
- (イ) やや良い
- (ウ) 普通
- 等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。
- 10 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年位と記入してください。
- 11 養育の方針の欄には、例えば、
- (ア) 学校教育はどの程度進ませたい。
- (イ) 養育した上で養子にしたい。
- (ウ) 将来家業の手伝いをさせたい。
- (エ) 将来児童の職業をどのようにしたい。
- (オ) その他具体的な養育の方針
- 等を記入してください。
- 12 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出してください。」
- を

「2 ※印は、児童相談所が記入します。

3 その他希望事項の欄には、希望する条件をできるだけ具体的に記入してください。

4 申請理由の欄には、例えば、

- (1) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
- (2) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
- (3) 自分に子どもがないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

5 職業の欄には、職業名を記入してください。

6 履歴の欄には、最終学校名（卒業、修業の別をはっきりさせること。）及びその後の主な職歴を記入してください。

7 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれから家までの距離を記入してください。

8 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、

- (1) 極めて良い
- (2) やや良い
- (3) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。

9 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年くらいと記入してください。

10 養育の方針の欄には、例えば、

- (1) 学校教育はどの程度進ませたい。
- (2) 養育した上で養子にしたい。
- (3) 将来家業の手伝いをさせたい。
- (4) 将来児童の職業をどのようにしたい。
- (5) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

11 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出してください。」に改める。

様式第 15 号中

「

氏名 (夫)		年 月 日生 歳	夫	職業	
氏名 (妻)		年 月 日生 歳		履歴	
住所	〒		妻	職業	
交通 目標		電話番号 () —		履歴	

」

を

「

氏名 (夫)		年 月 日生 歳	夫	職業	
	個人番号	— —		履歴	
氏名 (妻)		年 月 日生 歳	妻	職業	
	個人番号	— —		履歴	
住所	〒				
交通 目標		電話番号 () —			

」

に、

「

氏名	年齢(性別) 生年月日	職業	続柄	健康 状態

」

を

「

氏名	年齢(性別)	職業	続柄	健康 状態
	生年月日			
			—	—
	(個人番号)		—	—
			—	—
	(個人番号)		—	—
			—	—
	(個人番号)		—	—
			—	—
	(個人番号)		—	—

」

に、

- 「2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 3 ※印は、児童相談所が記入します。
- 4 申請理由の欄には、例えば、
- (ア) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
- (イ) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
- (ウ) 自分に子どもがないから。
- 等のようにできるだけありのままに記入してください。
- 5 職業の欄には、職業名を記入してください。
- 6 履歴の欄には、最終学校名（卒業、修業の別をはっきりさせること。）及びその後の主な職歴を記入してください。
- 7 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してください。
- 8 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、
- (ア) 極めて良い
- (イ) やや良い
- (ウ) 普通
- 等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。
- 9 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年位と記入してください。
- 10 養育の方針の欄には、例えば、
- (ア) 学校教育はどの程度進ませたい。
- (イ) 養育した上で養子にしたい。
- (ウ) 将来家業の手伝いをさせたい。
- (エ) 将来児童の職業をどのようにしたい。
- (オ) その他具体的な養育の方針
- 等を記入してください。
- 11 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出してください。」
を

「2 ※印は、児童相談所が記入します。

3 申請理由の欄には、例えば、

- (1) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
- (2) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
- (3) 自分に子どもがないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

4 職業の欄には、職業名を記入してください。

5 履歴の欄には、最終学校名（卒業、修業の別をはっきりさせること。）及びその後の主な職歴を記入してください。

6 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれから家までの距離を記入してください。

7 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、

- (1) 極めて良い
- (2) やや良い
- (3) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。

8 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年くらいと記入してください。

9 養育の方針の欄には、例えば、

- (1) 学校教育はどの程度進ませたい。
- (2) 養育した上で養子にしたい。
- (3) 将来家業の手伝いをさせたい。
- (4) 将来児童の職業をどのようにしたい。
- (5) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

10 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出してください。」に改める。

様式第 16 号中

「

氏名	年齢(性別)	職業	続柄	健康 状態
	生年月日			
			—	—
	(個人番号)		—	—
			—	—
	(個人番号)		—	—
			—	—
	(個人番号)		—	—
			—	—
	(個人番号)		—	—

」

に、

「2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

3 ※印は、児童相談所が記入します。

4 申請理由の欄には、例えば、

(ア) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。

(イ) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。

(ウ) 自分に子どもがないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

5 職業の欄には、職業名を記入してください。

6 履歴の欄には、最終学校名（卒業、修業の別をはっきりさせること。）及びその後の主な職歴を記入してください。

7 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれらから家までの距離を記入してください。

8 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、

(ア) 極めて良い

(イ) やや良い

(ウ) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。

9 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年位と記入してください。

10 養育の方針の欄には、例えば、

(ア) 学校教育はどの程度進ませたい。

(イ) 養育した上で養子にしたい。

(ウ) 将来家業の手伝いをさせたい。

(エ) 将来児童の職業をどのようにしたい。

(オ) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

11 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出してください。」

を

「2 ※印は、児童相談所が記入します。

3 申請理由の欄には、例えば、

- (1) 家庭内養育に欠ける児童を養育したいから。
- (2) 自分の子どもが成長して家庭内に余力があるから。
- (3) 自分に子どもがないから。

等のようにできるだけありのままに記入してください。

4 職業の欄には、職業名を記入してください。

5 履歴の欄には、最終学校名（卒業、修業の別をはっきりさせること。）及びその後の主な職歴を記入してください。

6 交通目標の欄には、鉄道下車駅、電車停留所等及びそれから家までの距離を記入してください。

7 健康状態の欄には、現在の健康状態、例えば、

- (1) 極めて良い
- (2) やや良い
- (3) 普通

等を記入してください。もし以前に重い病気をしたことがあれば、その病名を書き添えてください。

8 養育期間の欄には、児童を預かろうと思う期間をおおむね何年くらいと記入してください。

9 養育の方針の欄には、例えば、

- (1) 学校教育はどの程度進ませたい。
- (2) 養育した上で養子にしたい。
- (3) 将来家業の手伝いをさせたい。
- (4) 将来児童の職業をどのようにしたい。
- (5) その他具体的な養育の方針

等を記入してください。

10 この申請書に記入された内容に変更が生じた際は、速やかに市長に届け出してください。」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

規 則 第 87 号

平成 27 年 12 月 28 日

熊本市食肉センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市食肉センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

熊本市食肉センター条例を廃止する条例（平成 25 年条例第 25 号）の施行期日は、
平成 28 年 2 月 1 日とする。

規 則 第 88 号

平成 27 年 12 月 28 日

熊本市食肉センター条例施行規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市食肉センター条例施行規則を廃止する規則

熊本市食肉センター条例施行規則（昭和 39 年規則第 57 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

規則 第 89 号

平成 27 年 12 月 28 日

熊本市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人情報保護条例施行規則（平成 14 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 個人情報（特定個人情報を除く。以下この号において同じ。）の経常的な目的外利用（個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を利用することをいう。）及び個人情報の経常的な外部提供に関すること。

第 4 条第 1 項第 4 号中「再委託」を「実施機関の許諾を受けない再委託」に改める。

第 5 条中「様式第 1 号」の次に「又は特定個人情報開示請求書（様式第 1 号の 2）」を加え、同条第 2 号中「の別」の次に「（特定個人情報にあっては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）の別）」を加え、同条第 3 号中「法定代理人」の次に「又は任意代理人」を加え、「綱柄」を「關係」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 19 条第 3 項」を「条例第 19 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「法定代理人」を「条例第 13 条第 2 項の規定に基づき開示請求をする者」に改め、「次の各号」の次に「に掲げる区分に応じ、当該各号」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 法定代理人 次に掲げるもの

ア 当該法定代理人に関する前項各号に掲げる書類のいずれか

イ 戸籍の抄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するもの

(2) 任意代理人 次に掲げるもの

- ア 当該任意代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか
- イ 委任をした本人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか
- ウ 特定個人情報開示請求等委任状（様式第 1 号の 3）

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（任意代理人から開示請求等があった場合における本人の意思確認）

第 6 条の 2 実施機関は、条例第 13 条第 2 項（条例第 21 条第 2 項及び第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき任意代理人から開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）があった場合には、本人に対し、任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する通知書（様式第 1 号の 4）を送付するものとする。

2 本人は、前項に規定する通知書の送付を受けた場合において、当該開示請求等に異議があるときは、実施機関が指定した期間内に限り、任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する申立書（様式第 1 号の 5）により申立てを行うことができる。

3 実施機関は、第 1 項に規定する通知書の送付によっては本人の意思を確認することができないと認められる特別の事情があるときは、同項に規定する通知書の送付によらず、電話その他適切な方法により本人の意思を確認することができる。

（開示請求等の却下）

第 6 条の 3 実施機関は、開示請求等が次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報開示請求等却下通知書（様式第 1 号の 6）により当該請求を却下するものとする。

- (1) 開示請求等が不適法であり、かつ、開示請求等に係る書面の補正が不能であるとき。
- (2) 条例第 14 条第 3 項（条例第 22 条第 2 項及び第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書の補正を求められた者が条例第 14 条第 3 項の規定により指定された期間内にその補正をしないとき。
- (3) 前条第 2 項に規定する申立書の提出があったとき。

第 7 条第 1 項中「第 18 条第 2 項に規定する」を「第 18 条第 3 項の規定による」に改め、同条第 2 項中「第 18 条第 4 項に規定する」を「第 18 条第 5 項の規定によ

る」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(開示請求に係る事案移送通知書)

第 7 条の 2　条例第 18 条の 2 第 1 項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第 7 号の 2）により行うものとする。

第 9 条中「様式第 8 号」の次に「又は特定個人情報訂正請求書（様式第 8 号の 2）」を加え、同条第 2 号中「の別」の次に「（特定個人情報にあっては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人の別）」を加え、同条第 3 号中「法定代理人」の次に「又は任意代理人」を加え、「続柄」を「関係」に改める。

第 10 条第 1 項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(訂正請求に係る事案移送通知書)

第 10 条の 2　条例第 23 条の 2 第 1 項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第 7 号の 2）により行うものとする。

第 11 条中「様式第 14 号」の次に「又は特定個人情報利用停止請求書（様式第 14 号の 2）」を加え、同条第 2 号中「の別」の次に「（特定個人情報にあっては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人の別）」を加え、同条第 3 号中「法定代理人」の次に「又は任意代理人」を加え、「続柄」を「関係」に改める。

様式第 1 号中「様式第 1 号」を「様式第 1 号（第 5 条関係）」に、「続柄」を「関係（続柄等）」に改め、同様式の次に次の 5 様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 5 条関係)

年 月 日

特定個人情報開示請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒

請求者 氏 名

電話番号, () -

熊本市個人情報保護条例第 13 条の規定により、次のとおり特定個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る特定個人情報の内容			
※ 対象となる特定個人情報を特定するため、具体的に記入してください。			
開示方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 (<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴) <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)		
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
本人以外が請求する場合	本人との関係 (続柄、資格等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他 ())	
		本人の氏名	
	本人の住所等	〒	電話番号, () -

[処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	法定代理人の資格確認 ()		
	任意代理人であることの確認 ()		
所管課	局 課 (Tel)	受付印	
該当事務			
該当文書			

様式第 1 号の 3 (第 6 条関係)

年 月 日

特定個人情報開示請求等委任状

実施機関

(宛)

住 所 〒 _____

委任者 氏 名 _____ 印 _____
電話番号 _____ () - _____

私は、下記の者を代理人と定め、下記の内容の特定個人情報に関し、熊本市個人情報保護条例
 第 13 条
 第 21 条
 第 25 条第 1 項 の規定に基づく
 開示請求
 訂正請求
 利用停止請求 を行う権限を
 委任します。

代 理 人	本人との関係 (続柄、資格等)	
	氏 名	
	住 所 等	〒 電話番号 () -
開示請求 訂正請求 利用停止請求	に係る 特定個人情報の内容	
代 理 人 が 本 人 に 代 わ り 開示請求等を行う理由		

様式第 1 号の 4 (第 6 条の 2 第 1 項関係)

第 年 月 日 号

任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する通知書

様

実施機関

印

年 月 日 付けで、あなたの代理人 様から、下記のあなたの
 特定個人情報につき 開示請求
訂正請求
利用停止請求 がありましたので、熊本市個人情報保護条例施行規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により通知します。

上記請求に異議がある場合には、別添「任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する申立書」を 年 月 日までに提出してください。期間内での提出が困難と認められる場合には、下記の連絡先に申し出てください。

なお、上記の期限までに提出又は連絡がない場合は、請求に係る手続を進めることとなります。

記

開示請求 訂正請求 利用停止請求 特定個人情報の内容	
連絡先（所管課）	局 課 (Tel 内線)

様式第 1 号の 5 (第 6 条の 2 第 2 項関係)

年 月 日

任意代理人による特定個人情報の開示請求等に関する申立書

実施機関

(宛)

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____ (_____) - _____

情報の 年 月
開示請求
訂正請求
利用停止請求 日付け第 _____ 号により通知のありました私の特定個人
について、次の理由により異議を申し立てます。

理 由	(該当する理由に○をつけてください。)
	<p>1 代理人に対し、当該請求を行うことを委任していない。</p> <p>2 代理人に対し、当該請求を行うことを委任したが、代理人に 対し委任をした請求の内容が、自分が意図したものと異なる。</p> <p>3 その他</p>

注 この意見書は、必ず、あなた御自身が記載してください。

開示請求等に対し、異議がある場合にのみ提出していただければ結構です。

様式第 1 号の 6 (第 6 条の 3 関係)

第 年 月 日 号

個人情報開示請求等却下通知書

様

実施機関

印

年 月 日 付 け で $\begin{cases} \text{開示請求} \\ \text{訂正請求} \\ \text{利用停止請求} \end{cases}$ のあつた個人情報については、熊本

市個人情報保護条例施行規則第 6 条の 3 の規定により、次のとおり請求を却下しま
したので通知します。

開示請求 訂正請求 利用停止請求 個 人 情 報 の 内 容	
請求を却下する理由	
所 管 課	局 課 (TEL 内線)
備 考	

(教示)

様式第 2 号中「様式第 2 号」を「様式第 2 号（第 7 条第 1 項第 1 号関係）」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「又は法定代理人」を「、法定代理人又は任意代理人」に改める。

様式第 3 号中「様式第 3 号」を「様式第 3 号（第 7 条第 1 項第 2 号関係）」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「又は法定代理人」を「、法定代理人又は任意代理人」に改める。

様式第 4 号中「様式第 4 号」を「様式第 4 号（第 7 条第 1 項第 3 号関係）」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

様式第 5 号中「様式第 5 号」を「様式第 5 号（第 7 条第 1 項第 4 号関係）」に、「第 18 条第 2 項」を「第 18 条第 3 項」に改める。

様式第 6 号中「様式第 6 号」を「様式第 6 号（第 7 条第 1 項第 5 号関係）」に、「第 18 条第 2 項」を「第 18 条第 3 項」に改める。

様式第 7 号中「様式第 7 号」を「様式第 7 号（第 7 条第 2 項関係）」に、「第 18 条第 4 項」を「第 18 条第 5 項」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号の 2 (第 7 条の 2、第 10 条の 2 関係)

第 年 月 日 号

事案移送通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けであった個人情報の 開示
訂正 請求については、熊本市

個人情報保護条例 第 18 条の 2 第 1 項
第 23 条の 2 第 1 項 の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

開示 訂正 に係る 個人情報の内容			
移 送 を し た 実 施 機 関	実 施 機 関		
	所 管 課	局	課 (Tel 内線)
移 送 を 受 け た 実 施 機 関	実 施 機 関		
	所 管 課	局	課 (Tel 内線)
移 送 し た 年 月 日	年 月 日		
移 送 し た 理 由			
備 考			

様式第 8 号中「様式第 8 号」を「様式第 8 号（第 9 条関係）」に、「続柄」を「関係（続柄等）」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第 9 条関係)

年 月 日

特定個人情報訂正請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒 _____

請求者 氏 名 _____
電話番号 _____ () -

熊本市個人情報保護条例第 21 条の規定により、次のとおり特定個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 特定個人情報の内容			
訂正請求の箇所			
訂正の内容 ※訂正後の内容を記入 して下さい。			
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
本人以外が 請求する 場合	本人との関係 (続柄、資格等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 被成年後見人の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他 ())	
		本人の氏名	
	本人の住所等	〒	
	電話番号	() -	

〔処理欄〕※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	法定代理人の資格確認 ()	
	任意代理人であることの確認 ()	
所管課	局 課 (Tel)	受付印
該当事務		
該当文書		

様式第 9 号中「様式第 9 号」を「様式第 9 号（第 10 条第 1 項第 1 号関係）」に改める。

様式第 10 号中「様式第 10 号」を「様式第 10 号（第 10 条第 1 項第 2 号関係）」に改める。

様式第 11 号中「様式第 11 号」を「様式第 11 号（第 10 条第 1 項第 3 号関係）」に改める。

様式第 12 号中「様式第 12 号」を「様式第 12 号（第 10 条第 2 項関係）」に改める。

様式第 13 号中「様式第 13 号」を「様式第 13 号（第 10 条第 3 項関係）」に改める。

様式第 14 号中「様式第 14 号」を「様式第 14 号（第 11 条関係）」に、「利用停止請求を請求します」を「利用停止を請求します」に、「続柄」を「関係（続柄等）」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 14 号の 2 (第 11 条関係)

年 月 日

特定個人情報利用停止請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒 _____

請求者 氏 名 _____

電話番号 () - _____

熊本市個人情報保護条例第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報利用停止を請求します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容			
利用停止請求の趣旨及び理由			
請求する利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止		
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
本人以外が請求をする場合	本人との関係 (続柄、資格等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他 ())	
		本人の氏名	
	本人の住所等	〒	電話番号 () -

[処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	法定代理人の資格確認 ()		
	任意代理人であることの確認 ()		
所管課	局 課 (Tel)	受付印	
該当事務			
該当文書			

様式第 15 号中「様式第 15 号」を「様式第 15 号（第 12 条第 1 項第 1 号関係）」に改める。

様式第 16 号中「様式第 16 号」を「様式第 16 号（第 12 条第 1 項第 2 号関係）」に改める。

様式第 17 号中「様式第 17 号」を「様式第 17 号（第 12 条第 1 項第 3 号関係）」に改める。

様式第 18 号中「様式第 18 号」を「様式第 18 号（第 12 条第 2 項関係）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市個人情報保護条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規 則 第 90 号

平成 27 年 12 月 28 日

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「

氏 名	
-----	--

」

を

「

氏 名	
個人番号	

」

に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 2 条関係）

身体障害者手帳交付受付台帳

受付番号	申請日	申請者氏名	個人番号	保護者氏名	続柄	進達日	受領日・受領印	備考(TEL)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

「 様式第 9 号中

「

ふりがな 氏 名	性別 1 男 2 女	生年月日 年 月 日
-------------	---------------	---------------

」

を

「

ふりがな 氏 名 個人番号	性別 1 男 2 女	生年月日 年 月 日
---------------------	---------------	---------------

」

に改める。

「 様式第 11 号中

「

本 人	ふりがな 氏 名	本 人	ふりがな 氏 名 個人番号
	生年月日		生年月日
	性 别		性 别
	住 所		住 所
	本 籍		本 籍
	電話番号		電話番号

「

に改める。

「 様式第 13 号中 「本人氏名」 を

「本人氏名
個人番号」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市身体障害者福祉法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規 則 第 91 号

平成 27 年 12 月 28 日

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 24 年規則第 122 号）の一部を次のように改正する。

様式第 10 号中

「

申請者（精神障害者本人）	フリガナ		生年	明 大 昭 平
	氏名	印	月 日	年 月 日
住所	電話 ()			

」

を

「

申請者（精神障害者本人）	フリガナ		生年	明 大 昭 平
	氏名	印	月 日	年 月 日
住所	電話 ()			
個人番号				

」

に、「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

様式第 11 号中

「氏名」を「氏名
印」個人番号
印に改める。
」

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規 則 第 92 号

平成 27 年 12 月 28 日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 6 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表様式第 53 号の 2 の項名称の欄中「新築住宅申請書」を「新築住宅申告書」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号

相続人代表者指定届

年 月 日

熊本市長（宛）

相続人

氏名	印

被相続人の徵収金の賦課徵収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

相 続 人 代 表 者	ふりがな													
	氏名 (名称)													
	住（居）所 (所在地)													
	生年月日	年			月			日			電話番号			
	法人番号													
被 相 続 人	氏名													
	死亡時の 住（居）所													
	死亡年月日	年 月 日												
相 続 人	氏名 (名称)	被相続人 との続柄	住（居）所 (所在地)					法人番号			相続分			
摘要														
届出人氏名														
事務処理欄														

様式第 31 号（裏）中「事務所、」及び「事務所・」を「事務所（事業所）又は」に、「所在地・名称」を「所在地、名称（屋号）及び電話番号」に改める。

様式第 40 号を次のように改める。

様式第 40 号

市役所受付印
第 号

(表)

市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(年 月 日提出)

熊本市長(宛)	住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
① 申請者 氏名及び代表者氏名	印
法 人 番 号	② 電 話 番 号
	③ 指 定 番 号

◎納期の特例を一度申請されると次年度以降、継続して承認しますので、各年度ごとに申請書の提出は必要ありません。

承認申請書

地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

④ 特例の適用を受けようとする税額	年 月 分 以後の納期に係る市県民税特別徴収税額					
	年	月	分	(人)	(円)	(人)
申請の日前 6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人	年	月	分	(人)	(円)	(人)
⑤ 員及び各月の給与の金額。()内には臨時勤務者に係るもの	年	月	分	(人)	(円)	(人)
のを書いてください。	年	月	分	(人)	(円)	(人)

(一) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、その理由の詳細。

(二) 申請の日前 1 年以内に納期の特例について、その承認を取り消された場合には、その年月日。

辞退届出書

⑦ 承認を受けた納期の特例について、以下の理由により、 年 月 分から辞退します。 理由

※市役所処理欄	処理区分	處理区分に従い処理してよろしいか。					
		滞納の有無	起案	年 月 日	通知書作成	收納簿記入	(決裁欄)
承認	施行	年 月 日					
却下			有・無	決裁	新規		

◎ 「申請についての注意事項」は裏面をお読みください。

[備考] 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

(裏)

申請についての注意事項

一 特別徴収税額の納期の特例について
1 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与所得の支払を受ける者の人数が常時 10 人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時 10 人未満」というのは、常に 10 人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れられた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満ということです。
2 1 に該当する特別徴収義務者がこの特別の規定の適用を受けようとする場合は、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

3 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与所得及び退職所得について特別徴収した市県民税額はそれぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6 月から 11 月までの支給分	12 月 10 日まで
12 月から翌年 5 月までの支給分	6 月 10 日まで

4 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から、給与所得の支払を受ける者が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

◎注意 特例の承認を受けられないことがあります。
また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、

そのようなことは納期の特例を適用されても必ず報告してください。

二 申請書の書き方

- 1 「①」欄には、申請者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事業所の所在地、法人名、法人番号及び代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、個人の住所地又は法人の本店若しくは主たる事業所以外の事務所又は事業所等で市県民税の特別徴収及び納入を行っている者が申請者である場合には、その事務所又は事業所等の所在地、名称及び法人番号並びに当該事務所等の責任者氏名を記入してください。
- 2 「②」欄には、連絡に便利な電話番号を記入してください。
- 3 「③」欄には、市役所から通知されている「指定番号」を記入してください。

- 4 「④」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。
- 5 「⑤」欄には、申請の日前 6 か月間の各月末の人員と、各月の給与の金額(賞与等の臨時の給与の全額を含みます。)などを記入してください。この場合において、臨時の労働者があるときは、その人数を「人員」欄に、その支払金額を「金額」欄にそれぞれ括弧書きしてください。
- 6 「⑥」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。
- 7 「⑦」欄には、納期の特例を辞退する場合、記入してください。
- 8 ※を付けた欄には、記入しないでください。

様式第 44 号中「法人番号」を「管理番号」に改め、「H248」を削り、「納税課収納
管理係」を「課班」に改める。

様式第 45 号を次のように改める。

様式第 45 号

法人市民税減免申請書

管理番号

年 月 日 熊本市長（宛）	ふりがな	
	法 人 名	
	本社所在地	〒 (電話番号)
	代表者氏名	印
この届出に応答する係及び氏名並びに電話番号	(電話番号)	

地方税法第 323 条、熊本市税条例第 33 条第 1 項第 4 号並びに熊本市税条例施行規則第 4 条第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号の規定に基づき、次のとおり減免の申請をします。

事業目的及び減免理由（特定非営利活動法人については、下記の収益事業の有無もご記入ください。）

※収益事業の有無（有・無）

対象減免申請となるの	事業年度	年 月 日から 年 月 日	
		税額	均等割額 円

添付書類

- 1 主務官庁の許可証等（写）
- 2 定款・寄附行為・規則・規約（写）
- 3 決算報告書（写）
- 4 特定非営利活動法人にあっては所轄庁の認証を示すもの（写）

〔備考〕 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 48 号の 2 中

「新名義人 住所 _____

氏名 _____ 印

TEL _____

旧名義人 住所 _____

氏名 _____ 」

を

「新名義人 住所 _____

氏名又は名称 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 _____

旧名義人 住所 _____

氏名又は名称 _____ 印 」

に改め、「、新氏名の住民票又は戸籍抄本」を削る。

様式第 49 号を次のように改める。

様式第 49 号

固定資産税非課税申告書

年 月 日

熊本市長（宛）

申告者
(納稅義務者) 住 所
(所 在)氏 名
(名 称) 印

生年月日 年 月 日

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記物件は地方税法第 348 条第 2 項第 一 号に規定する固定資産として認定の上、非課税の適用を受けたく必要書類を添え申告します。

区分	所 在 地		地 目	地 積 m ²	非課税の適用を受けようとする理由及び事実発生日			
土 地								
家 屋	所 在 地		家屋 番号	構造	床面積 m ²	調査処理てん末		
借 却 資 産	所 在 地		種 類	数 量				
調 査 及 び 処 理 事 項	上記のとおり認定し下記のとおり処理してよろしいか。							
	決 裁 印	(決裁欄)						
	年度	コード番号	更訂前税額	更訂後税額	増 減 額	区 分	土地	家屋
						課税台帳		
						連絡票		
						名寄帳		
						更訂通知		

(注) 非課税の用途に供しなくなった場合(有料で貸付又は使用させることも含む。)は、直ちに申告してください。

[備考] 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 53 号及び様式第 53 号の 2 を次のように改める。

様式第 53 号

住 宅 用 地 申 告 書

熊本市税条例第 53 条の規定により申告いたします。

年 月 日	申告者	住 所				印	生年月日	年 月 日	電話番号		
熊本市長（宛）		氏名又は名称									
個人番号又は法人番号											
土 地			左 の 上 に 建 つ て い る 家 屋								
処理番号	所 在 町 名	地 積	所有者名	家屋番号	種類 用途	構造	面 積 〔1階以外〕	居住部分の 延床面積	調査 番号	建 築 年月日	所有者名
1		m^2						m^2			
2		m^2						m^2			
3		m^2						m^2			
※ 認定欄	処理番号 30 31	混在の割合 % 1/ m^2	住宅用地の割合 % 1/ m^2	備考							
			所 有 者 コ ー ド				受 付 日		處 理 日		
							月 日		月 日		

申告書の書き方

1 所在の町名は公称名で、また、地番に枝番があるときは枝番まで正確に書いてください。

2 建物は 1 棟ごとに記入してください。
3 居住部分の延床面積の算定の際、居住用と非居住用で併用の部分がある場合は、当該併用部分の床面積については、併用部分を除く床面積のうち居住部分の床面積が占める割合を、併用部分の床面積に乗じて得た数を算入してください。
〔備考〕 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

- 4 この申告書を提出された後、変更があった場合は再度提出してください。
5 課税対象年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに提出してください。

様式第 53 号の 2

新 築 住 宅 申 告 書
熊本市税条例附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により申告いたします。

年 月 日		申 告 者		住 所						電 話 番 号	
熊本市長（宛）		氏名又は名称						印		生 年 月 日	
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号											
所 在		家屋番号		種 類		構 造		面 積		居 住 部 分 の	
町 名	地 番			用 途	面 積	1 階	1 階 以 外	延 床 面 積	調 査 号	建 築 年 月 日	所 有 者 名
								m^2			
								m^2			
								m^2			
								m^2			
※認定欄											
				所 有 者 コ ー ド				受 付 日		処 理 日	
								月 日		月 日	

申告書の書き方

- 所在の町名は公斤名で、また、地番に枝番があるときは枝番まで正確に書いてください。
地番は登記上の番号で住居表示ではありません。
 - 建物は 1 棟ごとに記入してください。
 - 居住部分の延床面積の算定の際、居住用と非居住用で併用の部分がある場合は、当該併用部分の床面積については、併用部分を除く床面積のうち居住部分の床面積が占める割合を、併用部分の床面積に乗じて得た数を算入してください。
 - この申告書を提出された後、変更があった場合は再度提出してください。
 - 課税対象年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに提出してください。
- [備考] 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 53 号の 2 の 2 中「熊本市長宛」を「熊本市長（宛）」に、
「申告者（納稅義務者）」

住 所

氏 名

印

電話番号

」

を

「申告者（納稅義務者）

住所 _____

氏名又は名称 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 _____ 」

に改める。

様式第 53 号の 4 を次のように改める。

様式第 53 号の 4

サービス付き高齢者向け住宅申告書
熊本市税条例附則第 10 条の 3 第 4 項の規定により申告いたします。

年 月 日	申 告 書	住 所		印	電 話 番 号		
熊本市長（宛） 氏名又は名称							
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号							
所 在 町 名	地 番	家屋番号	種 類	構 造	面 積	居 住 部 分 の 延 床 面 積	
			用 途	（ 1 階 以 外 ）	m^2	調 査 番 号	建 築 年 月 日
						登 記 年 月 日	所 有 者 名
※ 記 定 欄							

※ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 1 項の規定による登録を受けた旨を証する書面を添付すること。	所 有 者 コ ード	受 付 日	処 理 日
--	------------	-------	-------

申告書の書き方

1 所在の町名は公称名で、また、地番に枝番があるときは枝番まで正確に書いてください。

2 建物は 1 棟ごとに記入してください。

3 居住部分の延床面積の算定の際、居住用と非居住用で併用の部分がある場合は、当該併用部分の床面積については、併用部分を除く床面積のうち居住部分の床面積が占める割合を、併用部分の床面積に乗じて得た数を算入してください。

[備考] 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

4 この申告書を提出された後、変更があった場合は再度提出してください。

5 課税対象年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに提出してください。

様式第 53 号の 5 中「熊 本 市 長 (宛)」を「熊本市長 (宛)」に、
「申告者 (納稅義務者又は所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 () —
を

「申告者 (納稅義務者)

住所 _____

氏名又は名称 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

個人番号又は法人番号

電話番号 _____ 」

に、「3箇月」を「3月」に改める。

様式第 53 号の 6 を次のように改める。

様式第 53 号の 6

バリアフリー改修に係る固定資産税の減額申告書

年 月 日

熊本市長（宛）

申告者（納税義務者）

住所 _____

氏名又は名称 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 月 日

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 _____

地方税法附則第 15 条の 9 第 4 項又は第 5 項の適用を受けたいので、熊本市税条例附則第 10 条の 3 第 7 項の規定により申告します。

家屋の所在地番	熊本市
家屋番号	番
種類	
構造	
床面積	m ²
建築年月日	年 月 日
登記年月日	年 月 日
居住者の状況	(氏名) <input type="checkbox"/> 65 歳以上の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 要介護又は要支援の認定を受けている者
改修工事内容	<input type="checkbox"/> 廊下の拡幅 <input type="checkbox"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 浴室の改良 <input type="checkbox"/> ドアの引き戸への取替え <input type="checkbox"/> トイレの改良 <input type="checkbox"/> 床材の滑り止め化
改修が完了した日	年 月 日
改修に要した費用	円
補助金等の額	円
自己負担額	円
備考（バリアフリー改修が完了した日から 3 月以内に申告書を提出できなかった場合は、その理由を記載してください。）	

(添付書類)

- ①改修に要した費用を証する書類（工事明細書、領収書等の写し）
- ②補助金等の明細の写し（給付決定書、領収書等の写し）
- ③居住者の要件を確認できる書類の写し（住民票、介護保険被保険者証、障害者手帳等の写し）

様式第 53 号の 7 中

「申告者住所

(納税義務者) 氏名 印」

を

「申告者(納税義務者)

住所

氏名又は名称 印

生年月日 年 月 日

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号

」

に、「3箇月」を「3月」に改める。

様式第 57 号を次のように改める。

様式第 57 号

固定資産税不均一課税申告書

年 月 日

熊本市長（宛）

申告者（納税義務者）

住所 _____

氏名又は名称 _____ 印 _____

生年月日 _____ 年 月 日

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 _____

下記物件は地方税法第 6 条第 2 項及び熊本市税条例第 41 条の 2 に規定する固定資産として認定の上、不均一課税の適用を受けたく必要書類を添え申告します。

区分	所 在 地	家屋番号	種類	構造	床面積 m ²	新築（取得）年月日		
家屋								
不均一課税の適用を受けようとする理由	事業の用に供することとなった年月日					年 月 日		
調査処理てん末								
調査及び処理事項	上記のとおり認定し下記のとおり処理してよろしいか。							
	決裁印	(決裁欄)						
	年度	コード番号	更訂前税額	更訂後税額	増減額	区分	土地	家屋
						課税台帳		
						連絡票		
						名寄帳		
					更訂通知			

(注) 不均一課税の用途に供しなくなった場合は、直ちに申告してください。

[備考] 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 79 号を次のように改める。

様式第 79 号

事業所用家屋及び従業者の申告書

 受付印	年 月 日 熊本市長(印)	発信年月日 <small>通信料未用</small> <small>確認用</small> <small>管理番号</small>		
<small>住所又は 所在地</small>	<small>本店</small> <small>支店</small>	<small>(電話番号)</small> <small>(電話番号)</small>		
	<small>(ふりがな) 氏名又は名称</small> <small>(ふりがな) 法人の代表者氏名</small>	<small>印</small> <small>印</small>	<small>事業種目</small> <small>資本の金額又は 出資金額</small>	
<small>申告書の記載者氏名</small>	<small>印</small>	<small>所轄税務署名</small>	<small>税務署</small>	
年 月 日から 年 月 日までの				
事業年度又は課税期間の事業所用家屋及び従業者について、地方税法第 701 条の 4-6 及び第 701 条の 4-7 並びに熊本市税条例第 140 条第 3 項の規定により、次のとおり申告します。				
<small>事業所用家屋</small>	<small>算定期末日(又は廃止の日)現在の事業所用面積</small> ①	<small>㎡</small>	<small>①の内容: 別紙のとおり</small>	
	<small>①のうち併用施設に係る事業所用面積(区分、売店、 喫茶店、理美容室の専用面積等)</small> ②	<small>㎡</small>	<small>②の内容: () ㎡ () ㎡</small>	
	<small>① - ②</small> ③	<small>㎡</small>	<small>③の内容: () 人 () 人</small>	
<small>従業者</small>	<small>算定期末日(又は廃止の日)現在の従業者数(社員以下 日々雇用の臨時従業者まで全従業者)</small> ④	<small>人</small>	<small>④の内容: (社員等) 人 (臨時従業者等) 人</small>	
	<small>④のうち併用施設に係る従業者数(③に従事する者、 障害者、65歳以上の者(役員を除く)等)</small> ⑤	<small>人</small>	<small>⑤の内容: (障害者) 人 (65歳以上) 人</small>	
	<small>④ - ⑤</small> ⑥	<small>人</small>		
<small>備考</small>	<small>(参考欄)</small>		<small>検査 検査 入力 受付</small>	

〔備考〕 背紙の大きさは、日本工業規格 A-4 とする。

様式第 82 号中「納税者番号」を「管理番号」に、

「

年 月 日申請

申 請 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印
	応答者氏名	(TEL)

」

を

「

年 月 日申請

申 請 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印
	応答者氏名	
	電話番号	

」

に、「示す」を「示す。」に改める。

様式第 83 号及び様式第 84 号中「納税者番号」を「管理番号」に改める。

様式第 88 号を次のように改める。

様式第 88 号

事業所税に係る加算金決定通知書

年 月 日

納税者

様

管理番号

熊本市長

印

地方税法 第 701 条の 61 の規定により、次のとおり決定したので通知します。
第 701 条の 62

事業所税		年 月 日から の事業所税 年 月 日まで				
処理区分		区分		基礎となる税額	課 率	加算金額
期限内 期限後 決定分	申告 更正 決定 修正申告 再更正	過少申告加算金額		円	$\frac{5}{100} \cdot \frac{10}{100}$	円
		不申告 加算金額	15%分	円	$\frac{15}{100}$	円
			加重分	円	$\frac{5}{100}$	
		重加算 金額	5%分	円	$\frac{5}{100}$	円
			35%分	円	$\frac{35}{100}$	円
			40%分	円	$\frac{40}{100}$	円
納付額				円		
法定納期限		年 月 日		指定納期限	年 月 日	

(摘要)

1 上記の加算金額を別紙納付書によって納めてください。

(教示)

[備考] 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式第 104 号中

「

申告者	住所又は所在 地			
	(ふりがな) 氏名又は名称	印		
	(ふりがな) 代表者氏名	印	電話番号	—

」

を

「

申告者	住所又は事務所若しくは事業所の所在地				
	(ふりがな) 氏名又は名称	印			
	個人番号又は法人番号	・	・	・	・
	(ふりがな) 代表者氏名	印	電話番号		

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規 則 第 93 号

平成 27 年 12 月 28 日

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

規則 第 94 号

平成 27 年 12 月 28 日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 58 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公表の方法及び事項)

第 3 条 条例第 3 条第 4 項に規定する規則で定める方法は、熊本市公報に掲載する方法又はインターネットを利用して閲覧に供する方法のいずれかとする。

2 前項の規定による方法により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第 9 条第 2 項の規定に基づき特定個人情報を利用する事務及び当該特定個人情報

(2) 前号の事務を所掌する実施機関(熊本市個人情報保護条例(平成 13 年条例第 43 号)第 2 条第 2 号に規定する実施機関をいう。)の名称

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(条例別表に規定する規則で定める事務及び情報)

第 4 条 条例別表に規定する規則で定める事務及び同表に規定する規則で定める情報は、別表の左欄に掲げる条例別表の事務の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び右欄に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

条例別表の事務の区分	事務	情報
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護法第 19 条第 1 項の保護の実施に関する事務	生活保護法第 6 条第 2 項の要保護者又は同条第 1 項の被保護者であった者に係る学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 24 条の援助の実施に関する情報
	生活保護法第 24 条第 1 項の保護の開始又は同条第 9 項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	
	生活保護法第 25 条第 1 項の職権による保護の開始又は同条第 2 項の職権による保護の変更に関する事務	
	生活保護法第 26 条の保護の停止又は廃止に関する事務	
	生活保護法第 63 条の保護に要する費用の返還に関する事務	
	生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下この表にお	支援法第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の支援給付若しくは支援法第 15 条第 1 項の配偶者支援金の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下この表において「平成 19 年改正法」という。）附則第 4 条第 1 項の支援給付の支給の実施に関する事務	支援法第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の支援給付若しくは支援法第 15 条第 1 項の配偶者支援金の支給又は平成 19 年改正法附則第 4 条第 1 項の支援給付の支給を必要とする状態
	支援法第 14 条第 4 項（同法第 15 条第	

いて「支援法」という。)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	3 項及び平成 19 年改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によりその例によることとされる生活保護法第 24 条第 1 項の開始又は同条第 9 項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務	にある者又は受けていた者に係る学校保健安全法第 24 条の援助の実施に関する情報
	支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法第 25 条第 1 項の職権による開始又は同条第 2 項の職権による変更に関する事務	
	支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法第 26 条の保護の停止又は廃止に関する事務	
	支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法第 63 条の費用の返還に関する事務	
	支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの徴収金の徴収(同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	

告 示

告 示 第 8 0 1 号

平成 27 年 1 月 17 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条及び第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 27 年 1 月 16 日	銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、西区春日三丁目熊本駅前、並木坂エリア
イ	平成 27 年 1 月 17 日	銀座通りエリア
ウ	平成 27 年 1 月 18 日	新水前寺駅東高架下駐輪場、西区春日二丁目 12、西区上熊本二丁目 18、中央区南熊本三丁目南熊本自転車駐車場
エ	平成 27 年 1 月 19 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア
オ	平成 27 年 1 月 20 日	中央区南熊本一丁目 9
カ	平成 27 年 1 月 24 日	銀座通りエリア、手取エリア、西区春日三丁目熊本駅前、中央区大江五丁目 1、東区月出二丁目 4
キ	平成 27 年 1 月 25 日	健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、新水前寺駅西高架下駐輪場、中央区桜町 1-3 市民会館、中央区水道町 8、東区下南部三丁目 4、南区八分字町 3420
ク	平成 27 年 1 月 26 日	中央区新町一丁目 7
ケ	平成 27 年 1 月 27 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、北区四方寄町 1300
コ	平成 27 年 1 月 30 日	銀座通りエリア、手取エリア、水道町エリア、西区上熊本二丁目 18、並木坂エリア、北区植木町山本山本橋駐輪場
サ	平成 27 年 2 月 1 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア
シ	平成 27 年 2 月 2 日	西区横手三丁目 21、西区野中一丁目 4
ス	平成 27 年 2 月 3 日	銀座通りエリア、辛島エリア、中央区湖東一丁目 1-60 市民病院、南区富合町清藤 405 南区役所、並木坂エリア
セ	平成 27 年 2 月 4 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア、中央区渡鹿八丁目 22、南区田迎三丁目 6、並木坂エリア
ソ	平成 27 年 2 月 7 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、水道町エリア
タ	平成 27 年 2 月 8 日	西区上熊本二丁目 18、西区上熊本三丁目 25
チ	平成 27 年 2 月 9 日	銀座通りエリア、上通りエリア、辛島エリア、北区八景水谷二丁目 1-1
ツ	平成 27 年 2 月 10 日	銀座通りエリア、新市街エリア、辛島エリア

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 28 年 3 月 17 日まで

2 移動・保管台数

自転車 180 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第2自転車保管所（電話096-370-5606）
熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 8 0 2 号

平成 27 年 1 月 17 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条及び第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動及び保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成27年1月11日 中央区南熊本三丁目南熊本駅前自転車駐車場

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成28年3月17日まで

2 移動・保管台数

原動機付自転車 2台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び1月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話096-364-3910）
熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 8 0 3 号

平成 27 年 1 月 17 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護を行う事業者の指定を廃止するので、同法第51条第2号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 廃止する事業所の名称及び所在地

ケア24熊本おひさま

熊本市南区孫代町200番地12

2 廃止する事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

合同会社サン・エムシー

熊本市南区孫代町200番地12

和田 正則

3 廃止する事業の種類

居宅介護・重度訪問介護

4 廃止年月日

平成 27 年 12 月 16 日

告 示 第 8 0 5 号

平成 27 年 12 月 18 日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
9- 1073	清水新地 1 丁目 第 2 号線	北区清水新地 1 丁目 703 番 15	地先	
		北区清水新地 1 丁目 703 番 20	地先	
12- 1141	京塚本町 第 38 号線	東区京塚本町 1791 番 34	地先	
		東区京塚本町 1782 番 43	地先	
14- 396	重富 第 55 号線	東区画団町大字重富 947 番 4	地先	
		東区画団町大字重富 947 番 15	地先	
15- 733	御幸木部 3 丁目 第 5 号線	南区御幸木部 3 丁目 1099 番 1	地先	
		南区御幸木部 3 丁目 1097 番 6	地先	
16- 589	元三町 1 丁目 第 1 号線	南区元三町 1 丁目 59 番 1	地先	
		南区元三町 1 丁目 59 番 9	地先	
19- 161	上高橋 1 丁目 第 1 号線	西区上高橋 1 丁目 209 番 1	地先	
		西区上高橋 1 丁目 209 番 8	地先	
23- 904	長嶺東 4 丁目 第 5 号線	東区長嶺東 4 丁目 1424 番 7	地先	
		東区長嶺東 4 丁目 1424 番 4	地先	
23- 905	戸島西 4 丁目 第 12 号線	東区戸島西 4 丁目 3556 番 1	地先	
		東区戸島西 4 丁目 3550 番 4	地先	
23- 906	長嶺東 5 丁目 第 9 号線	東区長嶺東 5 丁目 802 番 2	地先	
		東区長嶺東 5 丁目 800 番 5	地先	
12- 1136	佐土原 2 丁目 3 丁目 第 1 号線	東区佐土原 2 丁目 411 番 1	地先	
		東区佐土原 3 丁目 414 番 1	地先	
29- 3039	塚原 第 7 号線	南区城南町塚原 426 番	地先	
		南区城南町塚原 316 番	地先	

告 示 第 8 0 6 号

平成 27 年 12 月 18 日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起点	重要な 経過地
		終点	
12- 1136	佐土原2丁目3丁目 第1号線	東区佐土原2丁目411番1	地先
		東区佐土原3丁目416番1	地先

告 示 第 8 0 7 号

平成 27 年 12 月 18 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起点	路面幅員 (m)	延長 (m)
		終点		
9- 1073	清水新地1丁目 第2号線	北区清水新地1丁目703番15 地先	5. 0~15. 0	41. 0
		北区清水新地1丁目703番20 地先		
12- 1141	京塚本町 第38号線	東区京塚本町1791番34 地先	4. 0~10. 5	48. 9
		東区京塚本町1782番43 地先		
14- 396	重富 第55号線	東区画団町大字重富947番4 地先	5. 0~10. 0	60. 1
		東区画団町大字重富947番15 地先		
15- 733	御幸木部3丁目 第5号線	南区御幸木部3丁目1099番1 地先	5. 0~10. 0	53. 1
		南区御幸木部3丁目1097番6 地先		
16- 589	元三町1丁目 第1号線	南区元三町1丁目59番1 地先	5. 0~9. 4	107. 0
		南区元三町1丁目59番9 地先		
19- 161	上高橋1丁目 第1号線	西区上高橋1丁目209番1 地先	5. 0~10. 0	40. 9
		西区上高橋1丁目209番8 地先		
23- 904	長嶺東4丁目 第5号線	東区長嶺東4丁目1424番7 地先	5. 0~10. 0	58. 4
		東区長嶺東4丁目1424番4 地先		
23- 905	戸島西4丁目 第12号線	東区戸島西4丁目3556番1 地先	5. 0~9. 3	35. 4
		東区戸島西4丁目3550番4 地先		
23- 906	長嶺東5丁目 第9号線	東区長嶺東5丁目802番2 地先	4. 0~4. 7	19. 4
		東区長嶺東5丁目800番5 地先		
29- 30397	塚原 第7号線	南区城南町塚原426番 地先	7. 0~11. 0	420. 0
		南区城南町塚原316番 地先		

告 示 第 8 0 8 号

平成 27 年 12 月 18 日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起点	重要な 経過地
		終点	
9- 1073	清水新地1丁目 第2号線	北区清水新地1丁目703番15	地先
		北区清水新地1丁目703番20	地先
12- 1141	京塚本町 第38号線	東区京塚本町1791番34	地先
		東区京塚本町1782番43	地先
14- 396	重富 第55号線	東区画団町大字重富947番4	地先
		東区画団町大字重富947番15	地先
15- 733	御幸木部3丁目 第5号線	南区御幸木部3丁目1099番1	地先
		南区御幸木部3丁目1097番6	地先
16- 589	元三町1丁目 第1号線	南区元三町1丁目59番1	地先
		南区元三町1丁目59番9	地先
19- 161	上高橋1丁目 第1号線	西区上高橋1丁目209番1	地先
		西区上高橋1丁目209番8	地先
23- 904	長嶺東4丁目 第5号線	東区長嶺東4丁目1424番7	地先
		東区長嶺東4丁目1424番4	地先
23- 905	戸島西4丁目 第12号線	東区戸島西4丁目3556番1	地先
		東区戸島西4丁目3550番4	地先
23- 906	長嶺東5丁目 第9号線	東区長嶺東5丁目802番2	地先
		東区長嶺東5丁目800番5	地先

供用開始の期日

平成27年12月18日

告 示 第 8 1 0 号

平成27年12月21日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条及び第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動及び保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項

別表のとおり（登載省略）

- 2 売却又は廃棄の年月日

平成27年12月21日

- 3 売却又は廃棄の台数

自転車 133台

告 示 第 8 1 1 号

平成27年12月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
田嶋外科内科医院 熊本市西区田崎二丁目 2 番 48 号 医療法人 田嶋会 理事長 田嶋 哲	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 27 年 12 月 10 日
そうごう薬局 北常山店 熊本市中央区常山 4-18-20 総合メディカル株式会社 代表取締役 田代 五男	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 12 月 14 日
訪問看護ステーション湧水の郷 熊本市東区江津三丁目 7 番 29 号 株式会社 こころ 代表取締役 萩野 公一	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 27 年 11 月 18 日
訪問介護スリーキャット・メンバーズ 熊本市中央区京町一丁目 1-12 株式会社 フォーサイト 代表取締役 竹田 多嘉子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 12 月 1 日
ヘルパーステーションゆめ咲 熊本市中央区大江三丁目 1-43-303 大江浜坂ビル 合同会社 アイ・エス・ケア 代表社員 山下 法子	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 12 月 1 日
デイサービス俱楽部 ひとやすみ 熊本市北区植木町田底 333 株式会社 Y・I・K プランニング 24 代表取締役 泉 裕司	通所介護・介護予防通所介護	平成 27 年 12 月 11 日
Let's リハ! in the mall サンピアン店 熊本市東区上南部二丁目 2-2 ゆめタウン サンピアン 3 階 株式会社 桜十字 代表取締役 梶 正登	通所介護・介護予防通所介護	平成 27 年 12 月 1 日
デイサービスセンター ゆほびか 熊本市中央区国府一丁目 3-10 株式会社 創生 代表取締役 岩本 浩治	通所介護・介護予防通所介護	平成 27 年 12 月 10 日
ヘルパーステーション ゆほびか 熊本市中央区国府一丁目 3-10 株式会社 創生 代表取締役 岩本 浩治	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27 年 12 月 10 日
うみかぜケアステーション 熊本市南区錢塘町 1342 合同会社 健康の友社 代表社員 白石 純	居宅介護支援	平成 27 年 11 月 2 日
居宅介護支援事業所 ふりーだむ 熊本市西区田崎一丁目 5-146 株式会社 FREEDOM 代表取締役 北内 浩隆	居宅介護支援	平成 27 年 10 月 20 日
ケアプランセンター如庵 熊本市西区田崎三丁目 2-42 コーポ田崎 107 号 医療法人 インジェックス 理事長 城本 和明	居宅介護支援	平成 27 年 12 月 1 日
JR九州ドラッグイレブン薬局薬園店 熊本市中央区薬園町 4 番 5 号 JR九州ドラッグイレブン株式会社 代表取締役 松下 琢磨	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 26 年 9 月 16 日

AIN 薬局 富合店 熊本市南区富合町古閑 959-1 株式会社AINファーマシー 代表取締役社長 大石 美也	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 11 月 1 日
AIN 薬局 熊本中央店 熊本市南区田井島一丁目 11 番 22 号 株式会社AINファーマシー 代表取締役社長 大石 美也	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 11 月 1 日

告 示 第 8 1 2 号

平成 27 年 12 月 22 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
ケアプランセンター蓮 熊本市中央区帯山七丁目 7 番 36 号 営利法人 東央株式会社 代表 黒田 亮	平成 27 年 6 月 1 日	所在地変更

告 示 第 8 1 3 号

平成 27 年 12 月 22 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日	備考
アースサポート熊本 熊本市中央区白山二丁目 1 番 1 号 アースサポート株式会社 代表取締役 森山 典明	平成 27 年 12 月 31 日	居宅介護支援事業のみ廃止 ※他事業は継続

告 示 第 8 1 4 号

平成 27 年 12 月 22 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
12 月 1 日	立看板等	3	東町・榎町	12 月 2 日	
12 月 3 日	はり札等	7	田井島・良町・御幸木部	12 月 4 日	
12 月 4 日	はり札等	10	清水新地	12 月 5 日	
12 月 8 日	はり札等	3	下南部	12 月 9 日	
12 月 11 日	はり札等	1	城山半田 1	12 月 12 日	
12 月 14 日	はり札等	4	南熊本・大江・水前寺	12 月 15 日	
12 月 15 日	はり札等	7	下南部・楠・榆木・龍田・画図町	12 月 16 日	
12 月 18 日	立看板等	7	榎町・尾ノ上・清水新地	12 月 19 日	

保管場所 熊本市花畠別館 (熊本市中央区花畠町3-1)

告 示 第 8 1 6 号

平成 27 年 1 月 24 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11744	有限会社ベストライフ福祉用具サービス 熊本市西区春日七丁目 16 番 12 号	有限会社ベストライフ 山口県下関市豊浦町大字吉永字越藤 165 番 1 代表取締役 山内 純一	平成 28 年 1 月 1 日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
43701 11744	有限会社ベストライフ福祉用具サービス 熊本市西区春日七丁目 16 番 12 号	有限会社ベストライフ 山口県下関市豊浦町大字吉永字越藤 165 番 1 代表取締役 山内 純一	平成 28 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

告 示 第 8 1 7 号

平成 27 年 1 月 24 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11728	居宅介護支援事業所 むろはら 熊本市中央区国府一丁目 11 番 9 号 室原内科・小児科内	医療法人室原会 熊本市中央区国府一丁目 11 番 9 号 理事長 室原 良治	平成 28 年 1 月 1 日	居宅介護支援

告 示 第 8 1 8 号

平成 27 年 1 月 24 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437011 1736	ユーアイ尾ノ上居宅介護支援事業所 熊本市東区尾ノ上二丁目21番25号	ユウベル株式会社 熊本市東区尾ノ上二丁目21番10号 代表取締役 上田 利道	平成28年 1月1日	居宅介護支援

告 示 第 8 1 9 号

平成27年12月24日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（平成19年条例第18号）第14条の規定により、次の放置自転車を市が移動し保管したので告示する。

この自転車の所有者等は、至急市に連絡の上、引取り手続きをすること。

引取り手続きがない場合は、条例の規定に基づき処分等を行い、これに要した費用を請求する。

熊本市長 大 西 一 史

1 放置場所	熊本市中央区神水本町18-2地先 水前寺江津湖公園（神水駐車場）		
2 放置自転車の形状等	メーカー車名 PANTONE UNIVERSE 15-4722	塗色 水色	防犯登録番号 L12746 熊本県警察
3 移動・保管日時	平成27年12月24日10時頃		
4 保管場所	熊本市東区佐土原三丁目1番65号（熊本市東部土木センター）		
5 保管期間	平成27年12月24日から平成28年1月7日まで		
6 返還事務時間	9時から17時まで（平成27年12月29日から平成28年1月3日を除く）		
7 返還に係る必要書類	住所及び氏名を証する書類、返還通知書等当該自転車の利用者等であることを証する書類		
8 連絡先	熊本市都市建設局 東部土木センター総務課 占用班 熊本市東区東町三丁目4-1 電話番号 096-367-7360（直通）		

告 示 第 8 2 4 号

平成27年12月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11751	株式会社愛仁福祉会 ヘルパーステーション きらぐ 熊本市中央区渡鹿一丁目13-5 サンリッヂ11-101	株式会社 愛仁福祉会 熊本市中央区琴平本町12-36 代表取締役 宮崎 鉄也	平成28年 1月1日	訪問介護

4 3 7 0 1 1 1 7 5 1	株式会社愛仁福祉会 ヘルパーステーション きらく 熊本市中央区渡鹿一丁目 13-5 サンリッヂ 11-101	株式会社 愛仁福祉会 熊本市中央区琴平本町 12-36 代表取締役 宮崎 鉄也	平成 28 年 1 月 1 日	介護予防訪問介護
------------------------	--	---	--------------------	----------

告 示 第 8 2 5 号

平成 27 年 1 月 28 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

(1) 市県民税（普通徴収）

240 件

(2) 固定資産税

1 件

(3) 市県民税（特別徴収）

11 件

(4) 法人市民税

1 件

告 示 第 8 2 6 号

平成 27 年 1 月 28 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
5058	昭和町 山ノ神 1 丁目 第 1 号線	東区東町 2 丁目 2 番 12 地先から 東区山ノ神 1 丁目 3321 番 4 地先まで	旧	9. 2 ~ 11. 6	520. 0
		東区東町 2 丁目 2 番 12 地先から 東区山ノ神 1 丁目 3321 番 4 地先まで	新	10. 8 ~ 12. 6	520. 0

告 示 第 8 2 7 号

平成 27 年 1 月 28 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
5058	昭和町 山ノ神1丁目 第1号線	東区東町2丁目2番12地先から 東区山ノ神1丁目3321番4地先まで	平成27年12月28日

告示 第 828 号

平成27年12月28日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西一史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	水前寺公園薬局	熊本中央区水前寺公園5-38	平成28年1月1日 ~ 平成33年12月31日
2	朝日ごふく薬局	熊本中央区呉服町1-46	平成28年1月1日 ~ 平成33年12月31日

公 告

公告 第 835 号

平成27年12月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区保田窪四丁目728番2、728番6、728番8、728番9、728番10、728番11

2, 450.58平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本中央区平成三丁目16番27号

株式会社 九建ホーム

代表取締役 福嶋 正夫

公告 第 836 号

平成27年12月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区城山半田三丁目1233番2

254.36平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公告第837号

平成27年12月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区野口三丁目 963番1
339.79平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公告第838号

平成27年12月21日

熊本市職員（医師）採用選考試験の実施について、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

- 1 熊本市職員（医師）採用選考試験案内

別添のとおり（登載省略）

- 2 担当部局

熊本市総務局人事課

公告第839号

平成27年12月22日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成28年4月22日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大西一史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオンサンリブシティくまなん店
熊本市中央区平成三丁目216番地 外

- 2 変更しようとする事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

駐車場No.	収容台数	位置
駐車場No. 1	244台	建物敷地内
駐車場No. 2	79台	建物敷地内
駐車場No. 3	81台	建物敷地内
駐車場No. 4	81台	建物敷地内
駐車場No. 5	88台	建物敷地内
合 計	573台	

（変更後）

駐車場No.	収容台数	位置
駐車場No. 1	251台	建物敷地内

駐車場 N o. 2	8 4 台	建物敷地内
駐車場 N o. 3	8 1 台	建物敷地内
駐車場 N o. 4	8 1 台	建物敷地内
合 計	4 9 7 台	

3 変更する年月日

平成 28 年 8 月 16 日

4 変更する理由

利用の無い来客用駐車場を従業員駐車場として利用するため

5 届出年月日

平成 27 年 12 月 15 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 27 年 12 月 22 日から平成 28 年 4 月 22 日まで

公 告 第 8 4 0 号

平成 27 年 12 月 22 日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び同法第 99 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 公売財産の種類 動産

2 公売物件の品名、見積価額及び公売保証金

売却区分番号	品名	見積価額	公売保証金
1	ボッテガヴェネタ ダッフルボストンバック	140, 000 円	0 円
2	チュードル レンジャー 自動巻 腕時計	38, 400 円	0 円

全て代金納付時の現況有姿による

3 公売方法 セリ売り

4 公売参加申込期間

平成 28 年 2 月 16 日（火）13 時から平成 28 年 2 月 26 日（金）23 時まで

5 セリ売り期間 平成 28 年 3 月 4 日（金）13 時から平成 28 年 3 月 6 日（日）23 時まで

6 公売場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上

7 売却決定日時及び場所

(1) 日時 平成 28 年 3 月 7 日（月）10 時

(2) 場所 熊本市役所 納税課

8 買受代金の納付期限 平成 28 年 3 月 14 日（月）14 時 30 分

（ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 19 条の 7 第 1 項ただし書その外の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く）

9 買受人についての資格その他の要件

国税徴収法第 92 条及び同法第 108 条第 1 項該当者は買受人となることができない。

10 その他の公売要件

(1) この公売公告に違反した者、国税徴収法第 92 条の規定に該当する者又は同法第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びセリ売りに参加することはできない。

- (2) 公売財産のせり売りにかかる買受の申し込みをしようとする者（以下、「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要である。また、公売保証金を必要とする公売財産については、入札前に公売保証金を納付すること。
- (3) 公売保証金が 30 万円以下の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く）で納付できるが、当該売却区分の公売保証金以上の利用可能な売上与信枠があることが必要である。
- (4) 公売保証金の納付は指定する口座への振込、現金書留による送付（公売保証金が 50 万円以下の場合に限る）、郵便為替（発行の日から起算し、175 日を経過していないもの）の送付、又は現金（熊本手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して 8 日を経過していないもの）に限る。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (5) せり売りにかかる買受の申込は、せり売りの期間中であれば何度でもできる。一度行ったせり売りにかかる買受の申込は、変更又は取り消しはできない。
- (6) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。なお、最高価申込者決定時においては YAHOO ! JAPAN ID を最高価申込者氏名とみなす。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。
- (9) 熊本市は公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
- (10) 公売財産が滞納者等に保管されているときは、熊本市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ること。この場合、上記売却決定通知書の交付により、熊本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになる。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがある。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要である。
- (11) 買受人が自ら行う財産（電話加入権など）の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続をすること。
- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
- (13) 公売公告の内容は、熊本市役所 2 階財政局納税課（9 番窓口）で閲覧することができる。
- (14) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがある。
- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (16) 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。
- (17) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市役所納税課まで申し出ること。

公 告 第 8 4 3 号

平成 27 年 12 月 24 日

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき仮認定したので、同法第 62 条及び同法第 49 条第 2 項の規定により次のとおり公示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 公告事項

- (1) 仮認定する特定非営利活動法人の名称
NPO 法人 消費者支援ネットくまもと
- (2) 代表者の氏名
青山 定聖
- (3) 主たる事務所の所在地
熊本市中央区桜町 2 番 17 号 第二甲斐田ビル 7 階
- (4) その他の事務所の所在地
なし
- (5) 仮認定の有効期間
平成 27 年 12 月 24 日から平成 30 年 12 月 23 日まで

公 告 第 8 4 5 号

平成 27 年 12 月 25 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により平成 27 年 12 月 2 日付け熊本市公告第 800 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項の規定において準用する同法第 11 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項の規定において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 28 年 1 月 25 日の翌日から起算して、15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間

平成 27 年 12 月 26 日から平成 28 年 1 月 25 日まで

2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本県中央区役所総務企画課

熊本県東区役所農業振興課

熊本県西区役所農業振興課

熊本県南区役所農業振興課

熊本県北区役所農業振興課

3 意見の提出について

- (1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
- (2) 意見書の提出方法 文書により提出すること
- (3) 意見書の提出期限 平成 28 年 1 月 25 日

4 異議申出について

- (1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
- (2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 8 4 6 号

平成 27 年 1 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山三丁目 566 番 1、567 番 1、567 番 3、567 番 4

1, 420.12 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公 告 第 8 4 7 号

平成 27 年 1 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山町 1649 番 1、1649 番 3

2, 119.41 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺南八丁目 8 番 55 号

株式会社 アネシス

代表取締役 加藤 龍也

熊本市東区長嶺南八丁目 11 番 40 号

三智開発株式会社

代表取締役 原 美保

公 告 第 8 4 8 号

平成 27 年 1 月 25 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づき、一団地認定を取消したので、同法第 86 の 5 条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 申請人

住所 熊本市東区東町四丁目 5-7

氏名 九州農政局土地改良技術事務所長 本間新哉

- 2 認定の取消し区域

地名地番 熊本市東区新南部六丁目 93-1、93-2

敷地面積 2580.65 m²

- 3 一団地認定年月日

昭和 49 年 9 月 20 日

- 4 一団地認定取消年月日番号

平成 27 年 1 月 22 日 指令（建指）第 1 号

公 告 第 8 5 4 号

平成 27 年 12 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町千町字著町 2022 番 2 及び市道の一部

1,497.27 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区鶴羽田一丁目 15 番 6 号

ランドハウジング 株式会社

代表取締役 有高 明美

中 央 区

中央区告示第 22 号

平成 27 年 12 月 25 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 12 月 17 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

中央区告示第 23 号

平成 27 年 12 月 25 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 12 月 18 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱 野 晃

以下、登載省略

東 区

東区告示第 12 号

平成 27 年 12 月 28 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 27 年 12 月 18 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 中 原 裕 治

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 80 号

平成 27 年 12 月 17 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第

13 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 492 号	菊池市泗水町吉富 103 番地 66 正佑工業 代表者 岡崎 正樹	平成 27 年 1 月 20 日 営業所の移転

上下水道局公告第 54 号

平成 27 年 1 月 17 日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による熊本県知事の告示があつたので、同法第 66 条及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 52 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道

2 施行者の名称

熊本市

3 事務所の所在地

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成 26 年 4 月 8 日熊本県告示第 385 号の事業地に西区上代十丁目を加える。

(2) 使用の部分

変更なし

上下水道局公告第 55 号

平成 27 年 1 月 17 日

都市計画事業の事業計画の変更認可に伴い、熊本県知事から関係図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 49 条の規定により、次のとおりこれを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公告する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

1 縦覧に供するもの

熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道の事業計画の変更認可に係る次の関係図書の写し

(1) 事業地を表示する図面

(2) 設計の概要を表示する図書

2 縦覧場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局計画調整課

3 縦覧期間の末日

平成 31 年 3 月 31 日

教育委員会

教委規則第 10 号

平成 27 年 12 月 25 日

熊本市就学援助規則を公布する。

熊本市教育委員会 教育長 岡 昭二

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、もって教育の機会均等に寄与し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 熊本市立小中学校 熊本市の設置する小学校又は中学校をいう。
- (2) 国立小中学校 国（同法第 2 条第 1 項に規定する国をいう。）の設置する小学校又は中学校であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (3) 熊本県立中学校等 熊本県の設置する中学校又は中等教育学校の前期課程をいう。
- (4) 児童生徒 同法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、熊本市立小中学校、国立小中学校又は熊本県立中学校等に在学する者をいう。

(対象者)

第 3 条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、児童生徒の保護者であって本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、就学援助を行うものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 前号に規定する要保護者に準じる程度に経済的に困窮しており、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の決定を受けた者
 - イ 地方税法（昭和 25 年法律第 266 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税が課されない者、同法第 323 条に基づく市町村民税の減免、同法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免又は同法第 367 条に基づく固定資産税の減免の決定を受けた者
 - ウ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 90 条に基づく国民年金保険料の全額免除、同法第 90 条の 2 第 1 項に基づく国民年金保険料の 4 分の 3 免除又は同法第 90 条の 2 第 2 項に基づく国民年金保険料の半額免除の決定を受けた者
 - エ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予の決定を受けた者
 - オ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に基づく児童扶養手当の支給の決定を受けた者
 - カ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に基づく生活福祉資金の貸付を受けた者
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、就学援助が必要であると委員会が認めた者

2 前項の規定にかかるわらず、本市に住所を有しない保護者であって、その児童生徒が熊本市立小中学校又は国立小中学校に在学しており、かつ、当該保護者が前項各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、その住所の所在する市町村の教育委員会との協議の上、就学援助を行うことができる。

(就学援助の種類)

第 4 条 就学援助の種類は、教育長が別に定める。

(支給の調整)

第 5 条 保護者のうち、生活保護法第 13 条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、当該

教育扶助を受けている部分に相当する就学援助は、行わない。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、毎年度、就学援助申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、児童生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して、委員会に提出しなければならない。ただし、被保護者（生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）については、この限りでない。

(審査)

第7条 委員会は、前条の申請があつたときは、その内容について審査し、その結果について、校長を経由して、申請者に通知するものとする。

(対象期間)

第8条 就学援助の対象となる期間は、委員会がその支給を認定した日から当該年度の末日までとする。

(支給額の基準及び支給方法)

第9条 就学援助は、予算の範囲内において、就学援助の認定を受けた者（以下「認定者」という。）に対して支給する。

2 就学援助の支給額の基準は、教育長が別に定めるものとする。

3 就学援助は、認定者に対し、金銭又は現物を支給する方法により行う。この場合において、認定者は、教育長が別に定める方法により、就学援助に係る請求その他の手続を校長等に委任するものとする。

4 前項の金銭による支給は、口座振替の方法により行う。ただし、教育長が必要と認めた場合は、その他の方法により支給することができる。

(変更の届出等)

第10条 認定者は、就学援助を必要としなくなったとき又は申請の内容に変更が生じたときは、校長を経由して、委員会に届け出なければならない。

(就学援助の廃止)

第11条 就学援助は、次の各号のいずれかに該当するときは、廃止する。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 児童生徒の保護者が就学援助を必要としなくなり、辞退の届出をしたとき。
- (3) 児童生徒の保護者が虚偽の申請その他不正な行為により就学援助の支給を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、就学援助の必要がなくなったと委員会が認めるとき。

(就学援助の返還)

第12条 委員会は、前条第3号に該当するときその他委員会が返還を要すると認めるときは、認定者に対し、就学援助の返還を求めることができる。

(様式)

第13条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教 委 規 則 第 1 1 号

平成27年12月25日

熊本市特別支援教育就学奨励費支給規則を公布する。

熊本市教育委員会 教育長 岡 昭 二

(目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨

に基づき、小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めることにより、もって教育の機会均等に寄与し、本市の特別支援教育の振興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学校 熊本市の設置する小学校又は中学校をいう。
- (2) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。
- (3) 通級指導教室 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別な教育課程による指導を行うための教室をいう。
- (4) 児童生徒 同法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (5) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1項に規定する世帯の収入額をいう。
- (6) 需要額 同令第2条第1項に規定する世帯の需要額をいう。

（支給対象者）

第3条 奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者とする。

- (1) 小中学校に就学する児童生徒であつて、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの。
- (2) 小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒
- (3) 小中学校の通級指導教室に通学する児童生徒

（支給費目及び支給金額の基準等）

第4条 奨励費は、予算の範囲内において、支給対象者に対して支給する。

2 奨励費を支給する費目及び支給する金額の基準は、教育長が別に定める。

（他の法令等による支給との調整）

第5条 支給対象者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定により教育扶助を受けている者又は熊本市就学援助規則（平成27年教委規則第10号）の規定により就学援助を受けている者（以下「就学援助等受給者」という。）に対しては、当該教育扶助又は就学援助を受けている部分に相当する奨励費の支給は、行わない。

（対象期間）

第6条 奨励費の対象となる期間は、申請があつた日の属する年度の初日（年度の中途中に転学等の理由により第3条の支給対象者となった場合は、その事実が発生した日）から当該年度の末日までとする。

（申請）

第7条 奨励費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別支援教育就学奨励費申請書兼収入額・需要額調書（以下「申請書」という。）に教育長が別に定める必要な書類を添えて、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、児童生徒の在籍する学校の校長（第3条第3号に規定する通級指導教室に進学する児童生徒にあつては通級指導教室が設置されている小中学校の校長。以下「校長」という。）を経由して行うものとする。

（審査）

第8条 委員会は、前条の申請があつたときは、その内容について審査し、その結果について、校長を経由して、申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の方法は、教育長が別に定める。

（認定）

第9条 委員会は、申請者が前条の審査により支給対象者に該当した場合は、教育長が別に定める支

弁分区のいずれかに認定する。

2 委員会は、前項の支弁分区の認定について、校長を経由して、支給対象者に通知するものとする。

3 前項の通知は、前条第 1 項の通知とあわせて行うことができる。

(支給方法)

第 10 条 奨励費は、奨励費の支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）に金銭を支給する方法により行う。この場合において、認定者は、教育長が別に定める方法により、奨励費に係る請求その他の手続を校長に委任することができる。

(辞退の届出)

第 11 条 認定者は、奨励費を辞退しようとするときは、教育長が別に定める届出書により、校長を経由して、委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定は、第 7 条の申請者が第 9 条第 2 項に規定する認定の通知がなされるまでの間に、申請を取り下げようとする場合に準用する。

(奨励費の廃止)

第 12 条 奨励費は、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、廃止する。

(1) 第 3 条各号に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。

(2) 認定者から奨励費を辞退しようとする旨の届出があつたとき。

(3) 認定者が虚偽の申請その他不正な行為により奨励費の支給を受けたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、奨励費の必要がなくなったと委員会が認めたとき。

(奨励費の返還)

第 13 条 委員会は、前条第 3 号に該当するときその他委員会が返還を要すると認めるときは、認定者に対し、奨励費の返還を求めることができる。

(様式)

第 14 条 この規則の規定により必要とする様式は、教育長が別に定める。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

教 委 規 則 第 1 2 号

平成 27 年 1 2 月 25 日

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本県教育委員会 教育長 岡 昭 二

熊本市立小中学校の管理運営に関する規則（昭和 59 年教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「4 月 6 日まで」を「4 月 7 日まで」に改め、同項第 4 号中「7 月 21 日から」を「7 月 22 日から」に改め、同条第 3 項中「第 1 項第 6 号及び第 7 号」を「第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会

人 委 規 則 第 2 7 号

平成 27 年 1 2 月 18 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

管理職員等の範囲を定める規則（平成 6 年人委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育長

（教育政策課）主幹及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、主任主事及び主事

（教職員課）主幹、主任指導主事及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、指導主事、主任主事及び主事

」

を

「

（教育政策課）主幹及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、主任主事及び主事

（教職員課）主幹、主任指導主事及び主査並びに人事、服務若しくは給与の企画に関する事務又は職員団体に関する事務を行う参事、指導主事、主任主事及び主事

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成 27 年 12 月 15 日から適用する。